

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第27号
事故等種類	推進器損傷
発生日時	平成26年4月27日 11時10分ごろ
発生場所	北海道えりも町襟裳岬東北東方沖 襟裳岬灯台から真方位077.5°16.3海里付近 (概位 北緯41°59.0′ 東経143°36.0′)
事故等調査の経過	平成26年6月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五 ^{とみ} 富丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	HK1-1278（漁船登録番号）、金井漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	推進器翼に曲損及び擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか13人が乗り組み、襟裳岬東北東方沖で沖合底びき網漁の操業中、両舷船尾からそれぞれ海中に投入していた底びき網のロープのうち、右舷側のロープに、海中を浮遊していた鉄製の棒が付いたロープの束が引っ掛かり、続いて、平成26年4月27日11時10分ごろ、ロープの束が推進器に巻き付いて主機関が停止し、運航不能となった。 本船は、12時30分ごろ来援した僚船がえい航を開始して、19時40分ごろ北海道釧路港へ戻り、潜水士によりロープが除去された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、襟裳岬東北東方沖において操業中、海中を浮遊していたロープの束が推進器に巻き付いたことから、推進器が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、襟裳岬東北東方沖において操業中、海中を浮遊していたロープの束が推進器に巻き付いたため、発生したものと考えられる。